

# 税のお知らせ

## 年末調整や確定申告には

### 社会保険料（国民年金保険料）

#### 控除証明書が必要です

この場合、家族分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」も申告書に添付する必要があります。

〈問い合わせ〉  
・熊本年金事務所  
TEL 096(367)2503

・日本年金機構本部  
控除証明書専用ダイヤル  
TEL 0570(070)117

ご存知ですか

#### 「税を考える週間」

11月11日から17日までは「税を考える週間」です。

「税を考える週間」は、国民生活に深いかかわりを持つている税について、その意義（必要性）および役割（使途）や、税務行政の現状をわかりやすく説明すると共に、国の基本となる税に対する理解を深めてもらうために設けられています。

今年は「税の役割と税務署の仕事」がテーマです。国税庁ホームページでは、特集を開設していますのでご利用ください。

〈国税庁ホームページ〉  
<http://www.nta.go.jp>

■ 国民年金保険料は、納付した全額が所得税・村県民税の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日の間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要です。

#### 社会保険料控除の対象

■ 控除証明書が2月上旬に付されます。

届く人は

年の中から国民年金に加入了の場合など、10月1日から12月31日までの間にはじめて保険料を納付する人は、翌年2月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。

#### 国民年金保険料を世帯で

連帯して納付された人は

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。家族の

生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）



## 給与所得者の年末調整説明会が開催されます

対象者	指定日時		会場
阿蘇市・産山村	11月17日(火)	午前10時～正午 午後2時～4時	阿蘇市役所 北側別館大会議室
南阿蘇村・高森町・西原村	11月18日(水)	午前10時～正午 午後2時～4時	高森町高森総合センター
小国町・南小国町	11月19日(木)	午後2時～4時	小国町山村開発センター

※都合の悪い場合は他市町村の開催日でも出席できます。

※当日は、平成26年分年末調整のしかた・平成26年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引きを持参してください。